

会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人 AI・量子国際振興財団(以下「本法人」という)の会員に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の種類及び資格)

第2条 本法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人又は法人は、本法人の承認を得て賛助会員又は特別会員(以下「会員」という)となることができる。

(入会の申請)

第3条 会員になろうとするものは、本会員規程(以下「本規程」という)を承認のうえ、本法人所定の入会申込フォームに必要事項を記入し本法人の理事長に申し込むものとする。

(入会の承認)

第4条 前条の規定により申し込みがあった場合、本規程に照らし合わせ会員として適当であると判断される場合においてその入会を許可される。

2 理事長は、入会の可否について決定されたときは、当該申込者にその旨通知する。
なお、通知に当たっては、可否の理由は示さないものとする。

(会員資格の有効期間等)

第5条 会員資格の有効期間は、入会から1年間とする。

2 前項に定める有効期間は、会員から退会の申し出がない限り、毎年度自動的に更新されるものとする。

3 会員の資格は、第三者に譲渡し、使用させるなどしてはならない。

4 本規程第10条第2項に該当する場合、又は本規程第8条第3項に定める期日までに年会費の納入が行われない場合は、会員の資格を取り消す。

(入会後の事項変更の届出)

第6条 会員は、入会の申し込み時の事項に変更が生じたときは、速やかに本法人に届け出るものとする。

(退会)

第7条 会員は、退会する場合、本法人が定める退会フォームにより退会手続きを行うものとする。

2 前項により退会した場合、既に納入された年会費は返還しないものとし、未納分の年会費があるときは、その納入を免れないものとする。

(年会費)

第8条 会員は年会費を納入するものとする。

2 年会費は、賛助会員の場合は、年額50万円、特別会員の場合は年額100万円とする。

3 年会費の納入は、入会月の末日までに行う。

(会員の特典)

第9条 会員は、次の特典を取得できる。

1. 賛助会員

(1) 本法人が主催するシンポジウム、セミナー等の開催告知等の優先的な情報提供

(2) 本法人が開催するシンポジウム、セミナー等の割引料金での参加

(3) AI 及び量子技術の業界動向に関する情報提供

2. 特別会員

(1) 本法人が主催するシンポジウム、セミナー等の開催告知等の優先的な情報提供

(2) 本法人が主催するシンポジウム、セミナー等の無料での参加

(3) AI 及び量子技術の業界動向に関する情報提供

(4) 本法人が主催するAI 及び量子技術分野のキーパソンとの情報交換会への参加

(禁止事項)

第10条 会員は、以下に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 他の会員、第三者若しくは本法人の財産及びプライバシーを侵害する行為またはそれらのおそれのある行為

(2) 会員、第三者若しくは本法人に不利益や損害を与える行為またはそれらのおそれのある行為

(3) 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為

(4) 犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結びつく行為またはそれらのおそれのある行為

(5) 本法人の運営、活動を妨げる行為及び信用を毀損する行為

(6) その他不適切と判断される行為

2 会員が、前項各号のいずれかに該当する行為をし、本法人が会員として不適切であると判断した場合は、書面による通知により、会員の資格を取り消すことができる。この場合、本法人に納入した年会費は返還しない。

(反社会的勢力の排除)

第11条 会員は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたり該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋または特殊知能暴力集団
- (6) その他前各号に準ずる者

2 会員は、自らまたは第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的責任を超えた不当な要求行為
- (3) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて本法人の信用を毀損し、または本法人の業務を妨害する行為
- (4) 脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 会員が、第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前各号のいずれかに該当する行為をし、本法人が会員として不適切であると判断した場合は、書面による通知により会員の資格を取り消すことができる。

この場合、本法人に納入した年会費は返還しない。

(免責事項)

第12条 本法人は、会員が被ったいかなる損害についてもこれを賠償する責を負わない。

2 会員が、他の会員、第三者に対して損害を与えた場合、会員は自己の責任と費用をもって解決し、本法人に損害を与えない。

3 会員が本規程に抵触する行為または不正若しくは違法な行為により本法人に損害を与えた場合、本法人は当該会員に対して相応の損害賠償の請求を行うことができる。

(協議、管轄裁判所)

第13条 本法人と会員との間で問題が生じたときは、両者誠意をもって協議する。

2 協議によっても解決しない場合、また訴訟の必要が生じた場合は、本法人の所在地を管轄する裁判所を会員及び本法人の専属合意管轄裁判所とする。

(規定の改廃)

第14条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

本規程は、2025年3月31日より施行する。